

福井市告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり本市の字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による団体営土地改良事業花守地区に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成 21 年 2 月 13 日

福井市長 東 村 新 一

次の区域を花守町 2 字直所に編入する。

町	字	地番
花守町	3 字 御畑	40 41 の 1 から 41 の 10 まで 43 の 1 から 43 の 3 まで 44 4 5 49 から 51 まで 53

次の区域を花守町 11 字入角に編入する。

町	字	地番
花守町	10 字 蔵屋敷	12 の一部 17 の一部 19 の一部 20 の一部

次の区域を花守町 12 字茶田に編入する。

町	字	地番
花守町	13 字 大久保	71 の一部

次の区域を花守町 13 字大久保に編入する。

町	字	地番
---	---	----

花守町	12字 茶田	19の一部
-----	--------	-------

次の区域を花守町15字久門木に編入する。

町	字	地番
花守町	11字 入角	10の1の一部 15の一部 20の一部 21の一部
	13字 大久保	72の1の一部 73の一部 79の一部
	16字 前田	1の一部 22の一部 23の一部 25から27までの各一部 30

次の区域を花守町16字前田に編入する。

町	字	地番
花守町	19字 石ヶ峠	7の一部 8 14の1 14の2
これらの区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の全部		